

○ 宗像市卓球協会専門部会規則

平成18年3月19日
規則第2号

(設置)

第1条 宗像市卓球協会(以下「本協会」という。)規約第16条第2項の規定に基づき、会務遂行のため次の専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 事業部会
- (3) 育成部会
- (4) 広報部会

(目的)

第2条 部会は、会長ならびに理事会の指示により、各専門事項に関し、調査、研究、企画立案、審理をおこなう。

(構成)

第3条 部会は次の委員をもって構成する。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長及び委員

(選出)

第4条 専門部会の部会長は、理事がこれに当たる。

- 2 副部会長及び委員は、理事の中から会長が指名する者及び、本協会の会員または学識経験者の中から理事会の推挙により、会長が委嘱するものとする。
- 3 第2項の選出方法に関しては、部会ごとに定める。

(任期)

第5条 部会の委員の任期は1箇年とし、再任は妨げない。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 部会の発足は、規程を定めた日からとする。

- 2 部会長は、規程で定められた任務を総括処理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員は、部会長の指示に基づき、それぞれの部会に属する任務の専門業務に従事する。

(業務)

第7条 総務部会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 各専門部会の総括に関すること。
- (2) 宗像市体育協会との調整に関すること。
- (3) 理事会に関すること。
- 2 事業部会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画の立案及び作成に関すること。
 - (2) 各種大会の組合せに関すること。
 - (3) 各種大会の運営に関すること。
- 3 育成部会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 審判の育成に関すること。
 - (2) 青少年の育成に関すること。
 - (3) 指導者の育成に関すること。
 - (4) 各種講習会及び卓球教室に関すること。

- (5) ラージボールの普及に関する事。
- (6) 県民体育大会に関する事。
- 4 広報部会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) ホームページに関する事。
 - (2) 広報に関する事。
- 5 この他業務に関し必要な事項は、各部会の規程で定める。

(召集)

第8条 部会は、部会長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上の要求があった場合において、部会長がこれを召集する。

(兼任)

- 第9条 専門部会の委員は、理事を兼ねることができる。
- 2 宗像市体育協会の理事は、総務部会から選出する。
 - 3 宗像市体育協会の評議員は、育成部会から選出する。

(記録)

- 第10条 部会長が必要と認めるときは、その議事記録を作成し保存しなければならない。
- 2 前項の議事記録を作成したときは、必要に応じその結果を理事会に報告しなければならない。

(秘密保持)

第11条 部会を通じて知り得た内容を部会長の許可なく外部に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、平成18年3月19日制定、平成18年4月1日から施行する。
- この規則は、平成22年5月16日一部改正、平成22年6月1日から施行する。